

先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業について

大阪市域内での住民サービスについて、府市間の連携は必ずしも十分ではなかった

→大阪にふさわしい大都市制度を目指し、知事・市長共同歩調のもと、以下のとおり取り組む

- ① 先行的に取り組みを始めた広域的な新規・拡充事業（先行的広域事業）の大阪府の関与
- ② 差等補助（差等補助的な事業を含む）の解消
- ③ 宝くじ収益金の府市配分割合の見直し

①先行的広域事業

- ・先行的取組みの象徴となる事業
- ・インフラ基盤整備
- ・集客観光 など

②差等補助及び差等補助的な事業

府が任意に行っている事業で、その対象から政令市を除外するもの

③大阪府と大阪市間の宝くじ収益金配分割合の見直し

大阪府と大阪市の広域的事業にかかる役割分担の見直しに伴い、財源移譲を図るため、宝くじの収益金を大阪府と大阪市の販売実績と夜間人口のシェアに応じて配分

※大阪府・大阪市間の配分方法については、定期的に見直すとともに相当の理由がある場合は随時見直しを行う

先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業について

これまで、大阪市域内での住民サービスについて、府市間の連携が必ずしも十分でなかったことを踏まえ、大阪にふさわしい大都市制度をめざし、知事・市長共同歩調のもと、先行的に取り組みを始めた広域的な新規・拡充事業（以下、「先行的広域事業」（別紙 1）という。）については、府市統合までの間、以下の考え方で整理する。また、差等補助（差等補助的な事業を含む）についても解消を確認する。なお、先行的広域事業に係る府の関与に伴い、宝くじ収益金の府市配分割合の見直し（別紙 2）を行う。

- 1 府市それぞれが法令等に基づく権限と責任に応じて関与することを基本に、府は事業が市域外に及ぼす効果や受益の程度も勘案し、広域行政体として一定の財源負担をする。

平成 年 月 日

大阪府知事 松井 一郎

大阪市長 橋下 徹

先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業について

大阪にふさわしい大都市制度を目指すなか、知事・市長の共同歩調のもと、先行的取組みを始めた広域的な新規・拡充事業は、府が広域行政体として責任を持って関与する

同時に、宝くじ収益金を念頭においた差等補助（差等補助的な事業を含む）については完全解消を徹底する

◆広域的な新規・拡充事業の考え方

<事業例>

▣先行的取組みの象徴となる事業（特に重点的関与が必要）

- ・うめきた2期開発（区画整理、緑化、新駅設置）
- ・新しい美術館の整備
- ・クルーズ客船母港化
- ・I R関連

▣インフラ基盤整備

- ・広域的高速道路
- ・鉄道（なにわ筋線、リニア関連）

▣集客観光等（今後府市一体で進める事業でハード整備や既存施設のリニューアル整備も含む）

- ・大阪城・天王寺公園・難波宮跡
- ・近現代史を学ぶ施設

※但し、既存整備分に係る通常の維持管理費は大阪市が負担する

◆差等補助的な事業

大阪市及び堺市の区域を除く府の区域を対象として府が事業を行っているもの

- ・鉄道駅舎エレベーター等設置補助
- ・鉄道駅舎可動式ホーム柵等設置補助

など

宝くじ収益金の配分見直しについて

宝くじ収益金については、先行的広域事業に係る府の関与に伴い、下記の新たな方法により配分することとする

1. 現行の配分率

○配分方法：(販売実績割+昼間人口割)×1/2

	大阪府	大阪市
配分率 (H25 収益金額)	43% (125 億)	50% (143 億)

※販売実績額は H15、昼間人口は H12 国勢調査による
他に堺市に 7% (20 億) を配分

2. 新たな配分率

○配分方法：(販売実績割+夜間人口割)×1/2

	大阪府	大阪市
配分率	50% (+20 億)	43% (▲20 億)

※販売実績額は H23~H25 の平均、夜間人口は H22 国勢調査による
他に堺市に 7% (増減なし) を配分

- ・新たな配分方法については、国勢調査が行われる 5 年に 1 回見直しを行うこととする
- ・なお、府市が相当の理由があると認める場合は、配分方法の見直しについて随時協議を行うことができるものとする